

	契約係用
	業者用

交通資料館屋外展示場

フェンス塗装業務

令和5年度

業務委託仕様書

札幌市交通局	事業管理部 総務課	担当者 駒田 心平 電話 896-2708 (2215)
--------	-----------	------------------------------------

1 適用

本仕様書は、交通資料館屋外展示場の周囲に設置されたフェンスを塗装する業務に適用する。

2 業務範囲

(1) 対象

交通資料館屋外展示場フェンス

なお、フェンスの配置等は別紙 1 を参照すること。

(2) 履行場所

札幌市南区真駒内東町 1 丁目

3 履行期間

契約書に示す着手の日から令和 5 年 11 月 30 日まで。

4 業務内容

対象のフェンスについて、既存塗膜を除去のうえ DP 塗装（1 級）を行うこと。なお、塗料は既存塗膜と同色とする。

また、本業務の実施にあたり、フェンス周りの養生を行うとともに、交通誘導員の配置など、安全対策を実施のうえ施工すること。

5 契約金額の支払い

受託者は、業務完了後に業務完了届を提出すること。委託者は、委託者が行う完了検査に合格した後に、支払い手続きを行う。

6 賠償責任

故意または重大な過失により委託者又は第三者に損害を与えた場合は、委託者に報告のうえ、速やかに損害の相当額を賠償するとともに、責任を持ってその処理・解決にあたるものとする。

7 疑義

本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた事項については委託者と十分協議すること。

8 提出書類

下表に定める書類を委託者に提出すること。

No	書類名	提出期限
1	業務着手届（別紙2：第8号様式）	契約締結後速やかに
2	業務従事者名簿、緊急連絡先	
3	業務実施計画書、工程表	作業の2週間前まで
4	業務写真（業務全体の内容がわかるもの）	業務完了時
5	業務完了届（別紙3：第13号様式）	

その他、委託者が必要と認めるもの。

9 法令遵守（コンプライアンス）の徹底

受託業務の実施にあたっては、法令違反または不適切行為を防止するため、法令及び作業ルール等の遵守を徹底すること。

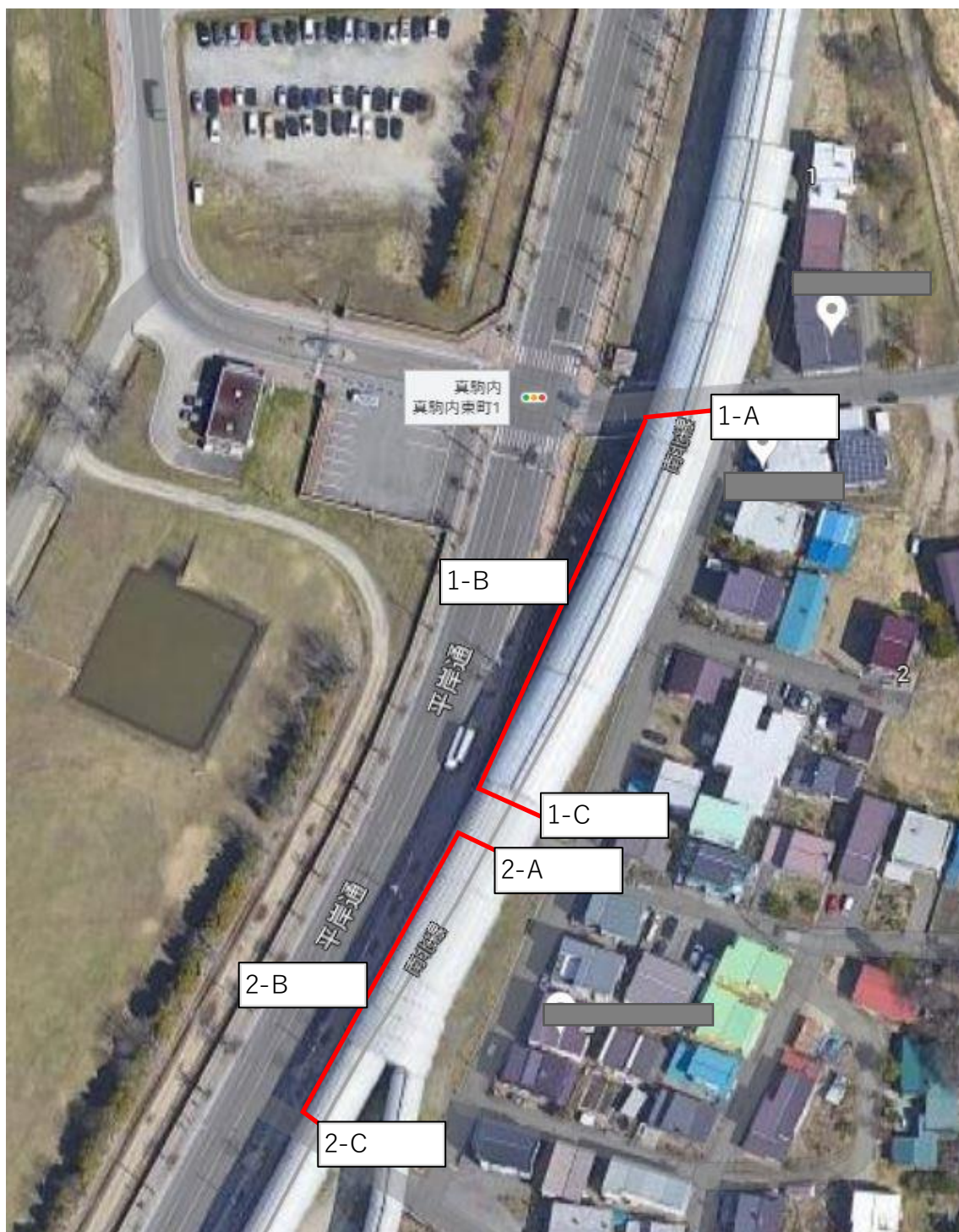
10 札幌市環境マネジメントシステムの運用への協力

- (1) 受託者は、作業に従事する者へ本市の「環境方針」（別紙4）を周知し、本市の環境配慮に対する取り組みについて理解させること。
- (2) 受託者は、本市環境マネジメントシステムに合致する形で業務を遂行すること。

11 添付書類

- (1) 屋外展示場フェンス塗装業務 配置図・数量表・・・・・・・・・・別紙1
- (2) 業務着手届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別紙2
- (3) 業務完了届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別紙3
- (4) 環境方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別紙4

屋外展示場フェンス塗装業務 配置図・数量表



— フェンス塗装業務範囲

屋外展示場フェンス数量表

フェンス位置	各所数量	小計	フェンス位置	各所数量	小計	合計
1-A=	21.72m	127.05m	2-A=	8.85m	77.95m	205.0m
1-B=	83.67m		2-B=	65.35m		
1-C=	21.66m		2-C=	3.75m		

業務委託一第8号様式

業務着手届

年 月 日

札幌市交通事業管理者

交通局長 中田 雅幸

受託者	住 所 商号又は名称 職・氏名	印
-----	-----------------------	---

業務名 _____

上記業務は、 年 月 日に着手したのでお届けします。

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

業務委託—第13号様式

業 務 完 了 届

年 月 日

札幌市交通事業管理者
交通局長 中田 雅幸

住 所
受託者 商号又は名称
職・氏名 印

業務名 _____

上記業務は、 年 月 日に完了したのでお届けします。

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

-----（以下、札幌市交通局使用欄）-----

受 付	年 月 日	完了を確認した職員 (氏名) 印
-----	-------	---------------------

課長	係長	係

この業務の完了検査に係る検査員に下記の者を命じ、
年 月 日に検査を実施してよろしいか。

検査員 (役職・氏名)
立会人 (役職・氏名)

環境方針

1 基本理念

札幌市役所は、地球環境への負荷を継続的に低減するため、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減など、環境配慮取組の推進に努めてきました。

近年、気象災害をはじめとした気候変動の影響が深刻化する中、脱炭素社会の構築に向けて、気候変動対策は大きな転換期を迎えています。

札幌市においても、地球の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追求するというパリ協定の目的を踏まえて、2050年の目標に「温室効果ガス排出量を実質ゼロにする（ゼロカーボン）」を設定するとともに、2030年についても高い目標を掲げて温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいくこととしました。

札幌市役所は、市域の温室効果ガスの約6%を排出する市内最大級の事業者であり、自ら排出量の削減に率先して取り組む姿を市民・事業者へ示していくことが必要です。

そのため、徹底した省エネルギー対策を進め、そのうえでどうしても必要なエネルギーは再生可能エネルギーへと転換していくことを基本的な方向として、環境マネジメントシステムによる継続的改善を図り、札幌市役所の事務事業に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を着実に削減していきます。

また、国連「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を踏まえ、環境配慮取組を推進することで、温室効果ガス排出量の削減のみにとどまらず、経済、社会分野の統合的解決を目指すとともに、市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会に向けて取り組むことで、「心豊かにいつまでも安心して暮らせるゼロカーボン都市『環境首都・SAPPORO』」の実現を目指してまいります。

2 基本的方向

全ての部局は、所管する事務事業について、環境に関する法令を遵守することはもとより、SDGsの視点も踏まえながら環境配慮取組を推進し、脱炭素社会の実現に向けて、以下の項目に重点的に取り組みます。

- 1 徹底した省エネルギー対策を進めます。
- 2 再生可能エネルギーの導入を拡大します。
- 3 移動における脱炭素化を進めます。
- 4 廃棄物の発生・排出を抑制し、省資源・資源循環を推進します。
- 5 環境負荷の少ない製品やサービスを利用します。
- 6 事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減します。
- 7 環境問題に関する啓発・教育活動を推進します。

この環境方針による環境活動の成果は、市民に公表するとともに、市民からの意見を市政運営に反映させていきます。

令和3年4月1日

札幌市長 秋元克広

札幌市環境局